

浄化槽適正管理に関する検討ワーキンググループ設置要領

(目的)

第1条 滋賀県内における浄化槽の適正管理に関する諸課題を整理し、その改善方策等を検討するため、第3条に定める構成員の連携のもと、浄化槽適正管理に関する検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 WGは次の事項について所掌する。

- (1) 浄化槽の適正管理に関する情報等の共有について
- (2) 浄化槽の適正管理に関する諸課題の洗い出しについて
- (3) 諸課題にかかる改善方策等の検討について
- (4) その他浄化槽の適正管理に関し取り組むべき事項について

(構成員)

第3条 WGは次に掲げる関係機関で構成する。

- (1) 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課
- (2) 滋賀県浄化槽設置推進協議会
- (3) 滋賀県環境整備事業協同組合
- (4) 滋賀県生活環境事業協会

(座長)

第4条 WGに座長を置き、滋賀県生活環境事業協会事務局長がこれにあたる。

- 2 座長は会務を総理し、会議の議事進行を行う。
- 3 会議は必要に応じて座長が招集する。

(庶務)

第5条 WGの庶務は滋賀県生活環境事業協会において行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。